

令和4年2月7日

基山町立小中学校保護者様

基山町教育委員会
教育長 柴田昌範

基山町 GIGA スクール構想一人一台端末 (NEC Chromebook Y2) の修繕等への対応について

日頃より、本町の教育行政へのご理解、ご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、今年度から児童・生徒への一人一台端末 (NEC Chromebook Y2) の貸与を開始しました。授業だけでなく、長期休業中の家庭学習でも活用し、子供たちの欠かせない学習ツールとして定着してきたところです。今後も授業等で積極的に端末を利活用し、教育活動をさらに充実させていきたいと考えております。

今年度は、佐賀県PTA連合会小・中学生総合保障制度を端末持ち帰りのために、各学校から加入をお勧めしました。しかし、来年度は、下記のとおり端末の持ち帰りも含め、通常利用による端末の破損は、「保護者負担なし」とします。

来年度の保険加入については、端末の持ち帰り学習のために加入される必要はありません。しかし、佐賀県PTA連合会小・中学生総合保障制度は、病気で入院・手術をしたときの備えになる他、個人賠償責任保険が付いており、誤って人にけがをさせたり、窓ガラスを割ったりした場合に保険金が出るものです。内容等をご確認いただき、各家庭で加入されるかどうかについて、ご検討いただければと思います。

記

1. 貸与品について

町から貸与するのは今年度と同じく①Chromebook 本体と②AC アダプタ(電源コード)の2点です。2年生以上については今年度の機種を継続して利用をいたしますので、新たに借受申請書等の提出はありません。

2. 令和4年度の持ち帰り学習について

令和4年度については、今年度と同じく主に学校内の授業や教育活動で使用します。長期休業中に端末の持ち帰り学習を実施予定です。

3. 端末の修理費用等について

令和4年度の端末の修繕については、次のように対応する予定です。

○以下の場合には修繕等の保護者負担はありません。

- ・学習活動内で使用している際の破損、故障 (持ち帰り学習を含む)
- ・常識を逸脱しない範囲での取り扱いによる破損、故障 (持ち帰り学習を含む)

○以下の場合には修繕等に保護者負担が発生します。

- ・改造や設定変更による破損、故障
- ・故意や重過失(物を投げて端末の画面を割る、端末を投げる、故意に踏みつける等)による破損・故障
- ・学校外(家庭、外出先)での盗難による紛失

なお、端末を破損・損傷・紛失した場合は、保護者負担の有無に関わらず、亡失・損傷届の提出をお願いします。その際は、まずは学校(教頭)までご連絡下さい。

基山町教育委員会教育学習課学校教育係

〒841-0204 三養基郡基山町宮浦 666 番地

基山町役場2階 0942-92-7980